

下水排除基準

環境項目					
項目	対象事業場	単位	特定事業場 (旅館業を除く)		除害施設対象者 公共下水道使用者
			排除基準値	規制対象排水量	
フェノール類	mg/L以下	5	30m ³ /日以上	5	5
銅及びその化合物	mg/L以下	3		3	3
亜鉛及びその化合物	mg/L以下	※2		2	2
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L以下	10		10	10
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L以下	10		10	10
クロム及びその化合物	mg/L以下	2		2	2
水素イオン濃度	—	5(5.7)超～9(8.7)未満	50m ³ /日以上	5(5.7)超～9(8.7)未満	5(5.7)超～9(8.7)未満
生物化学的酸素要求量	mg/L未満	600		● 600(300)	● 600(300)
浮遊物質量	mg/L未満	600		● 600(300)	● 600(300)
窒素含有量	mg/L未満	※240		● 240(150)	● 240(150)
燐含有量	mg/L未満	32		● 32(20)	● 32(20)
ノヘキ抽出物有	マサルン質量	鉱油類含有量	5	50m ³ /日以上	▲ 5
		動植物油脂類含有量	30	50m ³ /日以上	■ 4 ★ 3 ▲ 30 ■ 20 ★ 10
温度	度	°C未満	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていな いもの	45(40)	
色又は臭気					
沃素消費量	mg/L未満			220	

備考1. ■の数値は、直罰が適用される基準であり、それ以外の数値は除害施設等の設置基準です。

2. 排除基準値()は、製造業にかかる基準である。
3. ●印は、月排水量500m³以下は規制対象外。
4. ▲印は、日排水量1000m³未満、■印は、同1000m³以上5000m³未満、★印は、同5000m³以上に適用しています。
5. ※印は暫定基準の適用があります。詳細についてはお問合せください。

健康項目			
項目	対象事業場 項目	単位	特定事業場 (旅館業を除く)
			除害施設対象者 公共下水道使用者
			排除基準値
カドミウム及びその化合物	mg/L以下	0.03	0.03
シアノ化合物	mg/L以下	1	1
有機燐化合物	mg/L以下	1	1
鉛及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/L以下	※ 0.2	0.2
砒素及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L以下	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L以下	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L以下	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L以下	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L以下	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L以下	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L以下	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L以下	0.04	0.04
1,1,-ジクロロエチレン	mg/L以下	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L以下	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L以下	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L以下	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロパン	mg/L以下	0.02	0.02
チウラム	mg/L以下	0.06	0.06
シマジン	mg/L以下	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L以下	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L以下	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L以下	※ 10	10
ふつ素及びその化合物	mg/L以下	※ 8	8
1,4-ジオキサン	mg/L以下	0.5	0.5
ダイオキシン類	pg-TEQ/L以下	10	10
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	mg/L未満	380	● 380 (125)

備考1. の数値は、直罰が適用される基準であり、それ以外の数値は除害施設等の設置基準です。

2. 排除基準値()は、製造業にかかる基準である。

3. ●印は、月排水量500m³以下は規制対象外。

4. ※印は、暫定基準の適用があります。詳細についてはお問合せください。